

論壇

国際基督教
大学教授

森本あんり



陪審員の不安

来年5月から日本でも裁判員制度が始まるが、一般市民には裁判員を務めることへの躊躇の声が多い。人を裁いて刑罰を科すことの責任の重さを感じた良心的な反応であろう。わたしはこの制度の導入に反対ではないが、こうした市民の不安が実は中世以来の

陪審制に内在する当然の反応であることを、日本の法曹界はあまり理解していないように思われる。

そもそも、なぜ市民が裁判に参加を求められるのか。陪審員の本来的な任務は、犯罪の事実がどうであったかを認定することではない。陪審員は、被告と同じ社会から選ばれ、隣人として被告に刑罰を

科すことの「道徳的な責任」を担うために存在するのである。

「合理的な疑い」とは何か

その歴史的所産が、「合理的な疑い」という法廷用語である。その余地のあるなしは、日本の裁判でもしばしば争われ、「無罪の推定」という被告

の権利を擁護するための根拠とされる。そのため、法学では「合理的な疑い」が具体的にどのような性格を備えるべきかが長く議論されてきた。しかし、この言葉はもともと神学に由来し、被告ではなく

「(7・1、口語訳)という警告がある。6世紀の教皇グレゴリウス1世は、「事実が疑わしいときに断定的な判決を下す」ことの深刻さを論じており、13世紀の神学者トマスは、「冤罪が起きたときの責任

のである。評決には、中世以来コモンローの伝統を通して(ごく最近までアメリカでも)、陪審員全員の一致が求められた。全員一致だからといって、事実認定がより確実になるわけ

陪審員制度の神学

陪審員を守るための用語であった。

中世キリスト教の伝統では、罪のない者を罪に定めることは大罪である。マタイ福音書には、「人をさばくな。自分かさばかれないためであ

は裁判官ではなく陪審員にある」とも書いている。だから陪審員は、自らの魂の救いを危険にさらさないために、隣人の断罪に際して「合理的な疑いを容れる余地がない」ことを確信する必要があった

ではない。この規定は、有罪宣言を困難にして被告を守るためにあるのではなく、隣人を罪に定める陪審員の道徳的責任を全員で共有するためにある。アメリカでは19世紀まで、陪審員は評決について

「道徳的な」確信に達するまで討議するよう指示されていた。陪審裁判で問題となるのは、事実の確信ではなく道徳の確信なのである。

■ 神学的由来に配慮を

「合理的な疑い」の概念は、陪審員を守る神学的な安全装置である。たとえ事実認定の上で疑いがあっても、被告に刑罰を科すことにはなお人間として自然な躊躇が残る。現代の司法制度は、ひとたび被告が悪人と決まれば、刑に処すことに何ら良心の呵責を感ずる必要がないようになってきている。陪審制度が問うている

のは、まさにその点である。

陪審制への不安は、単に日本人が制度に慣れていないことから来るものではない。隣人を裁くとき、われわれは自分にはたしてそのような道徳的な正しさがあるかどうかを振り返らざるを得ない。人間が人間を裁くことには、本来の不安が伴うものである。陪審制というキリスト教的な背景をもつ制度を導入する以上、日本の司法関係者はその神学的な含意にも十分に目配りをした上で導入を進めていただきたい。

(もりもと・あんり)